

副 本

平成18年(行コ)第99号 行政文書不開示処分取消請求控訴事件

控訴人 外務大臣

被控訴人 特定非営利活動法人情報公開市民センター

準備書面(2)

平成19年3月15日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人指定代理人

永 谷 典



熊 澤 貴



高 林 正



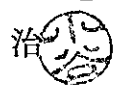
小 松 秀



池 下 朗



小 谷 淳



箕 浦 裕



藤 原 昌




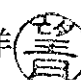


齋 木 尚



矢 野



甲	木	浩	太	郎	
眞	山	義	典		
清	水		享		
山	谷	裕	幸		
望	月	千	洋		

第1 被控訴人の求釈明のうち、報償費の使用目的の分類に関し、原審と控訴審の定義の相違の有無を問うもの（求釈明事項2, 3, 4の第1段落）について

-----	1
1 はじめに -----	1
2 事務別分類（A, B, Cの3分類）について -----	1
(1) 原審におけるA, B, Cの3分類について -----	1
(2) 控訴審における定義は以上の説明をより正確に反映したものであること	
-----	3
3 使用目的別分類（1, 2, 3）について -----	5
4 控訴審における各定義は、その意味において、原審における定義との相違はないこと -----	5
(1) 9分類について -----	5
(2) 6分類の定義の相違について -----	6
第2 被控訴人のその余の求釈明に対する回答 -----	9
1 求釈明事項1について -----	9
2 求釈明事項4のうち、A2とB2の相違を問うものについて -----	9
3 求釈明事項5について -----	9
4 求釈明事項6について -----	9
5 求釈明事項7について -----	10
6 求釈明事項8について -----	10
第3 裁判所の釈明権行使に対する釈明 -----	13
1 外務省の予算額等の推移 -----	13
2 報償費予算額の減額理由について -----	14

控訴人は、平成19年1月30日付け被控訴人準備書面(控訴審2)の求釈明(以下同準備書面における求釈明事項をその番号に従い、「求釈明事項1」などという。)及び同月31日口頭弁論期日における裁判所の釈明権行使に対して、以下のとおり釈明する。

第1 被控訴人の求釈明のうち、報償費の使用目的の分類に関し、原審と控訴審の定義の相違の有無を問うもの(求釈明事項2, 3, 4の第1段落)について

1 はじめに

控訴人の原審における平成17年4月8日付け準備書面(14)(以下「原審被告準備書面(14)」という。)の6ページにおける報償費の使用目的の事務の分類A1, A2, B1, B2, C1, C2と、控訴理由書14ページ及び控訴審における準備書面(1)2ページにおける分類A1, A2, B1, B2, C1, C2とは、以下に述べるとおり、それぞれ意味を異にするものではない。

2 事務別分類(A, B, Cの3分類)について

(1) 原審におけるA, B, Cの3分類について

控訴人は、原審において、外務省報償費の支出に関する情報について、情報公開法5条3号に定める「おそれ」があると認めた控訴人の判断が、同号の定める行政機関の長の裁量を逸脱、濫用するものでないことを典型的に示すため、外務省報償費の使用される事務を、次の3つに分類した(原審における控訴人の平成13年9月21日付け準備書面(1)(以下「原審被告準備書面(1)」という。)第6の3(2)(41ページ以下)、平成14年4月24日付け控訴人の原審準備書面(4)(以下「原審被告準備書面(4)」という。)2.2ページ)。以下には、その説明の要旨を掲げる。

A 情報収集等の事務

情報収集等の事務では、国際情勢、外国及び国際機関に関する情報収集、調査、分析等を行う。情報収集等の事務では、各国の外交官、国際

機関の職員等だけでなく、政・財・官の関係者、マスコミ関係者、情報提供者等と幅広い人脈を築き広範な情報を得ることが重要であり、報償費はこうした情報の対価として、あるいは接触到に適切な機会、場所等を提供するための経費として使用されている（以上は、原審被告準備書面(1)42ページ）。重要な情報の収集は信頼関係に裏打ちされた人脈が基礎となり、それを築き維持していくためには不断の努力が必要となる（原審被告準備書面(4)22ページ）。

B 外交交渉等の事務

「外交交渉」とは、外務省設置法4条2号にいう事務であり、二国間における外国との交渉を指す（狭義の外交交渉）。これらの事務では、公式の交渉、会談等に加えて、非公式の、あるいは普段からの接触、打合せ、意見交換、働きかけ等が重要であり、報償費はこうした事務における相手方の協力の対価として、あるいは接触到に適切な機会、場所等を提供するための経費として使用されている（以上は、原審準備書面(1)42ページ）。外国との外交交渉や日本にとっての外交関係を円滑かつ有利に展開するために使用されている（原審被告準備書面(4)22ページ）。

C 国際会議への参加等の事務

「国際会議への参加等」とは、国際機関及び国際会議等における多国間における外国との交渉であり、外務省設置法4条3号にいう事務を指す。国際会議等においては、議場内で公開で行う我が国の政策の主張、説得だけでは、不十分であり、議場外で、あるいはふだんから他の参加国や国際機関の関係者等と接触、打合せ、意見交換、調整、働きかけ等を行うことが重要である。報償費は、こうした事務における相手方の協力の対価として、あるいは接触到に適切な機会、場所等を提供するための経費として使用されている（以上は、原審被告準備書面(1)43ページ）。

国際会議での議論を我が国にとって有利に進めるため、会議の場や諸外国においてさまざまな関係者に対し働きかけを行うといった努力が当然必要である（原審被告準備書面(4)22ページ）。

(2) 控訴審における定義は以上の説明をより正確に反映したものであること

控訴人は、控訴理由書14ページにおいて、事務別分類（A、B、C）の定義について、以下のとおり記載している。

- A 「有償の情報収集等の事務」
- B 「非公式の二国間の外交交渉等の事務」
- C 「国際会議等における非公式の多国間交渉の事務」

各分類の下線部分について、原審における上記(1)の定義と一部異なる表現を用いているところであるが、それは上記(1)の説明をより正確に反映するために行ったことであり、意味するところに何ら違いはない。

ア Aについて

「有償の」というのは、「無償の」情報収集等の事務もあり得るところから、あえて「有償の」という文言を入れたものである。

なお、「情報収集等」というように「等」を入れている点は、上記(1)と同じであるが、それは以下の理由による。すなわち、上記(1)のAについての説明及び控訴理由書9、10ページで述べたとおり、外交を的確に実施していくために、相手方の真の利害関心、意図、状況、境遇、弱点等について、より正確な情報を幅広く収集し、調査し、分析するために、各国の外交官、国際機関の職員等だけでなく、政・財・官の関係者、マスコミ関係者、情報提供者等と幅広い人脈を築き広範な情報を得ることが重要である。有益な情報は、こうした協力者らとの信頼関係に基づき、継続的・持続的な活動の結果、初めて実現されるものである。Aの分類には、活動の時点では「情報収集」ができなかったとしても、情報収集を目的とした上記のような活動であればこれに含まれるため、「情報収集等」という表

現を用いているものである。

イ Bについて

Bに分類される事務が「二国間の」外交交渉であることは、上記(1)の説明のとおり、既に原審におけるBの定義において説明しているところであるが、「二国間の」という表現がされていなかったため、正確を期するために、Bの表現に加えた。

また、「非公式の」という文言も、上記(1)の説明の中で述べているところである。Bに分類されるものは、飽くまでも報償費によってその費用が負担されているものであり、「公にしないことを前提にする外交活動」であるため、その点を明確にするため「非公式の」という表現を加えた。

なお、「外交交渉等」というように「等」が入れられているのは、「外交交渉」それ自体だけではなく、上記(1)の説明のとおり、外交交渉が成果をあげるために必要な非公式の接触、打合せ、意見交換、働きかけ等の工作活動も含まれているからである。

ウ Cについて

控訴審における表現を「国際会議等」として「等」を加えたのは、そもそも外務省の所掌事務として、外務省設置法4条3号が「国際会議その他国際協調の枠組みへの参加」と規定していることを受けて、「国際会議」以外への参加も予定していることから、正確を期するために「等」という表現を加えた。

また、Cに分類される事務が「多国間の」外交交渉であることは、既に原審において上記(1)のとおり説明しているところであるが、「多国間の」という表現がされていなかったため、正確を期するためにCの表現に加えた。

「非公式の」という文言そのものは、上記(1)の説明では出ていないが、議場内で公開で行う主張、説得だけでは、不十分であり、議場外で、ある

いはふだんから、他の参加国や国際機関の関係者等と接触、打合せ、意見交換、調整、働きかけ等を行うことが重要であると説明した点は、「非公式」のものであることを意味している。その点を明確にするため「非公式の」という表現を加えた。

3 使用目的別分類（1，2，3）について

控訴人は、情報公開審査会の答申において、いわゆる「五類型」に係る文書については部分開示も可能である旨の判断が示されたことを受け、実際に報償費の支出に係る文書を見分し、厳正な審査を行った同審査会の判断を重く受け止め、また、情報公開法の趣旨を尊重して、「五類型」に係る文書について答申の内容に沿って部分開示した。

しかしながら、答申が示した「五類型」は、いずれも定型的・定例的に必要とされた支出であったが、控訴人が当初から示してきているA，B，Cによる事務別分類とは対応していなかったため、控訴人は、「五類型」との対応関係を更に分かりやすく説明すべく、以下のとおり、使用目的に応じた分類を行っている。この分類は、原審及び控訴審において変更はない。

- 1 対価として使用されたもの（1型）
- 2 会合の経費として使用されたもの（2型）
- 3 定例的に必要とされた物品の購入や役務の経費として使用されたもの（3型）

4 控訴審における各定義は、その意味において、原審における定義との相違はないこと

(1) 9分類について

控訴人は、上記3で記載したとおり、報償費の使用目的に応じて3類型を新たに設定し、これらと当初の事務別分類であるA，B，Cとの関係及び「五類型」との対応関係を説明するため、新たな分類（9分類）を行った（原審被告準備書面(14)6ページ）。その分類は、上記2の「事務別分類」と、上

記3の「使用目的別分類」という2方向からの分類を組み合わせたものである（なお、3型については、「五類型」に対応するものであるから、以下の説明では省略し、A、B、Cと1型及び2型を組み合わせた6分類についての説明を行う。）。

控訴人は、控訴理由書14ページにおいて、以下のとおりに6分類の定義を明らかにしているが、6分類は、「事務別分類」及び「使用目的別分類」を組み合わせたものにすぎず、その文言の変更については、上記2(2)で説明したとおり、より正確を期するために改めたものにすぎない。念のために、以下に6分類の定義を原審及び控訴審で対照した上で、必要な限りで説明を加える。

(2) 6分類の定義の相違について

ア 原審準備書面(14)6ページ(原判決19, 20ページも同じ)で書かれたA1, A2, B1, B2, C1, C2の各定義と、控訴理由書で記載している6分類の定義は以下のとおりである。特に、相違している部分については、下線を引いている(A2の波線の下線部分については、後記イ(ア)で説明する。)

A1

原 審：「情報提供に対する対価として使用されたもの」

控訴審：「有償の情報収集等の事務の対価として使用されたもの」

A2

原 審：「情報収集のための会合の経費（会食，場所代，会議への参加）として使用されたもの」

控訴審：「有償の情報収集等の事務の会合の経費（会食，場所代，会議への参加）として使用されたもの」

B1

原 審：「二国間の外交交渉等を進めるに当たり，協力の対価として使

用されたもの」

控訴審：「非公式の二国間の外交交渉等の事務の対価として使用されたもの」

B 2

原 審：「二国間の外交交渉等を進めるに当たり、相手方との会合の経費（会食、場所代、会議への参加）として使用されたもの」

控訴審：「非公式の二国間の外交交渉等の事務の会合の経費（会食、場所代、会議への参加）として使用されたもの」

C 1

原 審：「国際会議等において多国間交渉を進めるに当たり、協力の対価として使用されたもの」

控訴審：「国際会議等における非公式の多国間交渉の事務の対価として使用されたもの」

C 2

原 審：「国際会議等において多国間交渉を進めるに当たり、相手方との会合の経費（会食、場所代、会議への参加）として使用されたもの」

控訴審：「国際会議等における非公式の多国間交渉の事務の会合の経費（会食、場所代、会議への参加）として使用されたもの」

イ 上記 2 (2) で説明していない部分について、次のとおり説明を補足する。

(ア) 控訴審において、原審の各分類の定義において用いていなかった「事務」という言葉を使用しているが、これは、原審の各定義において、相手方による協力等の内容の観点から記述したものと、日本政府による活動等の観点から記述したものが混在していたのを、控訴審において主張を整理する機会に、日本政府による活動等の観点から統一を図り、それを「事務」という言葉を用いて表現することとしたものである。したがっ

て、原審と控訴審とで意味に相違はない。なお、A 2 の定義については、控訴理由書において「事務」という言葉につき記載漏れが生じ、控訴人準備書面(1)においても同定義を引用した結果、同様の記載漏れがあったが、この機会に前記波線下線部分の「事務の」を付加して同定義を上記のとおり記載に改める。

(イ) A 1 の分類に関し、原審では、「情報提供」という言葉を用いていたが、外務省設置法 4 条 7 号では、「情報の収集」という言葉を用い、また、前記 2 (1) の事務の分類でも「情報収集」という言葉を使用していたため改めたものであるが、原審と控訴審とで意味の相違はない。なお、原審準備書面(14) 6 ページでも、A) の項目の表題は「情報収集等の事務」としていたところである。

(ウ) B 1 及び C 1 の分類に関し、原審で「協力の対価」という言葉を用いていたが、控訴審で上記(ア)の理由により「事務の対価」としたものであり、原審と控訴審とで意味の相違はない。

(エ) B 2 及び C 2 の分類については、それらの分類に係る会合の対象者としては、直接接触に係る文書にある相手方もあれば、間接接触に係る文書にある相手方もある。原審における説明では、双方の対象者を「相手方」との言葉で表現していたが、上記(ア)で述べたとおりの考え方に従って、本分類の定義として「事務の会合」との表現を用いた結果、「相手方」という言葉を用いる必要がなくなったものである。したがって、原審と控訴審とで意味の相違はない。

(3) 意味の相違はないこと

「有償の」、「非公式の」、「等」という言葉が付加された点については、上記 2 (2) で説明したとおりであり、また、その余の表現ぶりの違いは、上記(2)のとおりであって、その表現の違いによって意味の相違はないが、控訴審における表現は、原審における表現より正確を期したものであるから、

控訴理由書において記載したものを本件訴訟における各分類に係る定義として維持することとする。

第2 被控訴人のその余の求釈明に対する回答

1 求釈明事項1について

被控訴人指摘の点に関しては、控訴人準備書面(1)において明記したとおり、「間接接触に係る文書」の中には、我が国国会議員との会合に係る経費に関する文書が含まれていることについては争わない。ただし、その経費は、間接接触に係る費用として支出されたものであり、「国会議員接待費」と述べている部分については否認する。

2 求釈明事項4のうち、A2とB2の相違を問うものについて

A2及びB2のそれぞれの定義については、それぞれ従来から主張しているとおりであり、その説明は上記第1においても行ったとおりである。その定義に従って各通番ごとの分類は行われている。

なお、原審被告準備書面(4)22ページにあるとおり、「本件各行政文書のうちには、そこに記録された報償費の支出に係る事務の性質が、上記の3分類のうちいずれか一つだけでなく、複数の類型に該当するものも存在するが、その場合にも、具体的内容を勘案して、そのうち最も主たるものと思われるものを選んで、上記3分類のいずれか一つに分類」しているところである。

3 求釈明事項5について

上記2と同旨である。

4 求釈明事項6について

「直接接触に係る文書」及び「間接接触に係る文書」の内容については、平成18年12月28日付け控訴人準備書面(1)第2、第3及び別添1、2にあるとおりである。

なお、「直接接触に係る文書」と「間接接触に係る文書」とは、秘匿性の程

度は異なるものの、いずれも秘匿性を有している点において変わりはなく、その意味で情報公開法5条3号及び6号所定の不開示理由があることから、開示をすることはできない。

5 求釈明事項7について

在外公館交流諸費に係る文書については、「公にすることを前提とした外交活動」に充てる経費に係るものであるから、当該文書に対して情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、一般的には、同法の規定に基づき、開示決定を行うこととなるということができる。しかしながら、一般的には開示を前提にしているとはいっても、当該文書の内容を個別に審査した結果、当該文書に同法5条各号に該当する情報が記載されている場合には、当該不開示情報に該当する部分については、一部不開示の決定を行う、若しくは全体として不開示とする決定を行うことになる場合もある。このような決定を行うことは、在外公館交流諸費が「公にすることを前提とした外交活動」に充てる経費であることをもって、排除されるものではない。

6 求釈明事項8について

(1) 被控訴人は、「木俣議員の接待については、在米大使館の報償費で接待していることが明らかであるところ、一般に、支出決裁文書の開示を求めるについて、「報償費の支出決裁文書」として開示を求めることもできるし、「国会議員に対する便宜供与の支出決裁文書」として開示を求めることもできるわけである。原告・被控訴人は、前者として開示請求を行ったところ、本件訴訟がそれであるが「不開示」としてきた。一方、後者として開示請求を行ったところ、控訴人は「存否応答拒否」との措置をとった。」として、かかる措置を「あまりに場当たりの、不統一な処分ではないかと思われる。」とする(被控訴人の平成19年1月30日付け準備書面(控訴審2)5ページ)。

(2) しかしながら、以下のとおり、上記指摘は失当である。

被控訴人が「報償費の支出決裁文書」として開示請求の対象とした文書は、

特定の国会議員に対する個別の便宜供与についての支出決裁文書といったものではなく、平成12年2月及び3月に支出された「報償費」等に関する支出証拠書、計算証明に関する計算書等支出が分かる文書であって、対象期間が2か月間にわたり、ある程度の規模を伴う複数の部署において支出された報償費に関する多数の行政文書であった。

そのため、本件開示請求対象文書の存否を明らかにしたとしても、そのこと自体から、①情報提供者や協力者の立場への悪影響、②他の情報提供者、協力者一般への悪影響、③情報収集及び外交工作事務一般への萎縮効果などの弊害・支障、④我が国の意図、関心を他国政府により分析されることにより他国が外交政策上の対策を講じるおそれ又は我が国の情報収集活動に対する他国による妨害ないし対抗措置が講じられるおそれ（原審における控訴人の平成15年9月1日付け準備書面(8)23ないし27ページ、同(14)40ないし44ページ、控訴理由書23ページ、控訴人準備書面(1)6ないし9ページ）といった、法5条3号にいう「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」は生じにくいと判断された。したがって、存否応答拒否はしなかったのである。

(3) これに対し、「〇年〇月〇日の在フランス大使館で支出された報償費に関する書類の一切」と、対象文書を個別具体的に特定して開示請求がされた場合には、以下のとおり、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」（法8条）ことは明らかである。

すなわち、報償費は、我が国の歳出予算の使用目的を定めた「目」の区分の一つであり、「国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費」と定義されている。そして、予算の目的外使用は禁

止されており（財政法32条）、「国際情勢に関する情報の収集」（外務省設置法4条7号）、「日本国政府を代表して行う外国政府との交渉」（同条2号）、「国際会議その他国際協調の枠組みへの参加」（同条3号）等の所掌事務を行うに当たり、「公にしないことを前提とする外交活動」をする必要があり、そのための費用は報償費を使用するほかないことは、控訴理由書6ないし17ページにおいて述べたとおりである。

そして、このような「公にしないことを前提とする外交活動」について、上記のような個別具体的に対象文書を特定してされた情報公開請求があった場合に、仮に報償費に関する書類が存在すること、あるいは、これが存在しないことを明らかにすれば、当該対象文書に基づく支出に係る外交活動が報償費によって賄われたものであるか否か、すなわち当該外交活動が公にしないことを前提とするものであったか否かが明らかとなる。ここで明らかとなった情報に、既に公となった情報や、他の情報公開請求によって明らかになった情報、各国がそれぞれ収集した情報等と重ね合わせて分析することにより、我が国が、いかなる事柄について、情報収集その他外交工作等の活動の対象としているか、我が国が行おうとする外交上の意図、動向、方針も相当程度明らかになって、他国が外交政策上の対策を講じるおそれ又は我が国の情報収集活動に対する他国による妨害ないし対抗措置が講じられるおそれがあるのはもちろん、情報提供者や協力者の存在の推知やその特定にもつながりかねないのである。

したがって、個別具体的に対象文書を特定してされた情報公開請求があった場合には、報償費に関する書類の存否を答えるだけで、上記(2)①ないし④で述べたようなおそれがあることは明らかである。

- (4) 特定の国会議員に対する特定の「便宜供与の支出決裁文書」の開示請求についても、その存否を答えた場合には、さらに、それが報償費の支出に係るものか否かにより不開示事由の存否を明らかにせざるを得なくなるが、それ

では、結局、報償費の支出に係る書類の存否を明らかにすることになって、上記(3)の場合と同様に、上記(2)①ないし④の「おそれ」が生じることになるから、特定の国会議員に対する特定の便宜供与の支出決裁文書の存否を答えることはできない。

(5) 以上のとおり、控訴人が「報償費の支出決裁文書」についての開示請求に対する対応と特定の国会議員に対する「便宜供与の支出決裁文書」についての開示請求に対する対応を異にしたことには合理的な根拠があり、控訴人の対応が「場当たりの、不統一な処分」であったということとはできない。

第3 裁判所の釈明権行使に対する釈明

平成19年1月31日の口頭弁論期日において、裁判所から、外務省予算全体に占める報償費及び在外公館交流諸費の割合、額について示すことを求められたことから、平成8年度から平成17年度までの10年分の推移を示し(別紙1ないし3)、従前の主張をふえんして更に説明を行う。

1 外務省の予算額等の推移

外務省の各年度における報償費の予算額は、別紙1の報償費当初予算額の推移のとおり、平成8年度から平成13年度まで、変わることなく約55億7000万円であった。しかしながら、平成12年度決算検査報告における会計検査院の指摘等を踏まえ、平成14年度予算において報償費の予算額を見直し、平成13年度予算額約55億7000万円を約40パーセント減額した33億4000万円が予算計上され、その後、平成15年度に30億円に減額され、平成17年度に至るまでその額は変更されていない。

また、外務省の各年度における在外公館交流諸費の予算額は、別紙2の在外公館交流諸費当初予算額の推移のとおり、平成8年度から平成13年度まで、変わることなく約1億5200万円であったが、外務省全体の予算額の見直しの中で、平成14年度には約1億5400万円、平成15年度には約1億55

00万円に増加し、その後平成16年度から減額されている。

そして、外務省全体の各年度の予算額については、別紙3のとおり、各年度においてばらつきはあるものの、平成14年度からは厳しい財政事情にかんがみ、毎年度削減されている状況にある。具体的には、平成14年度の外務省予算額は、前年度から約168億円減額されており、その後も毎年、100億円以上が減額されている。

なお、別紙1ないし3の予算額の推移を検討するに際しては、外貨相場の変動等により、在外公館における予算額の変更がされている事情もあるので、単純にその額の増減だけをもって、予算額が増減されたとは言えない面もあることを付言する。

2 報償費予算額の減額理由について

上記1のとおり、平成14年度に報償費予算額が前年度の約40パーセントにあたる22億3000万円減額されたが、そのうち、前年度の約25パーセントに当たる約14億円は、平成15年1月30日付け控訴人の原審準備書面(6)第5の3及び同年6月17日付け控訴人の原審準備書面(7)第2の2(2)(10, 11ページ)で述べたとおり、会計検査院の指摘をも踏まえて、「五類型」の定型化・定例化した経費については、予算の費目の割当を適切に整理するとこの観点から、他の関連経費と併せて、個々の具体的な用途の想定に基づいて必要額を積算し、庁費等の費目ごとにそれぞれ予算計上してその費目額を増額することにより、報償費による支出を行わないこととし、減額したというものである。また、前年度の約15パーセントにあたる8億4000万円については、同年度には、厳しい財政事情にかんがみ各省庁すべてがその全体予算をゼロシリングとした上で、各費目ごとに減額の努力をしていたことから、外務省も、予算の緊縮を図るとの観点から減額することとしたものである。

そのことは、当時の外務大臣が「報償費でございますけれども、これはまず全体として40%削減をいたしておりまして、そのうち約25%につままして

は、従来の報償費の定義，目的に沿って使用してきたもので，近年ある程度定型化，定例化しているものにつきまして，予算執行の整理の観点から内容を精査いたしまして，可能な場合には報償費以外の科目で具体的な事項を立てて予算計上をするということでしたということでございます。残りの15%につきましては，外務省の，これは削減を行ったということでございます。」（平成14年2月18日衆議院予算委員会（乙第48号証））と答弁しているところである。

なお，定型化等による25パーセントの減額は，件数における割合と同一ではないことはいうまでもない。

報 償 費 当 初 予 算 額 の 推 移

外 務 省

(単位：千円)

年 度	合 計
平成08年度	5,565,787
平成09年度	5,565,787
平成10年度	5,565,787
平成11年度	5,565,787
平成12年度	5,565,787
平成13年度	5,565,787
平成14年度	3,340,000
平成15年度	3,000,000
平成16年度	3,000,000
平成17年度	3,000,000

在外公館交流諸費当初予算額の推移

外務省

(単位：千円)

年 度	合 計
平成08年度	152,042
平成09年度	152,042
平成10年度	152,042
平成11年度	152,042
平成12年度	152,042
平成13年度	152,042
平成14年度	154,130
平成15年度	154,950
平成16年度	138,969
平成17年度	135,899

外務省当初予算額の推移

外務省

(単位：千円)

年 度	合 計
平成08年度	755,802,503
平成09年度	774,799,274
平成10年度	747,912,464
平成11年度	759,521,511
平成12年度	773,716,360
平成13年度	763,390,041
平成14年度	746,589,205
平成15年度	735,847,887
平成16年度	721,226,341
平成17年度	707,204,262